

みやこ町パブリックコメント手続に関する指針

平成26年10月策定

(趣旨)

第1条 この指針は、本町がパブリックコメント手続を行う場合における標準的手続を定めるものです。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) パブリックコメント手続 町の基本的又は重要な施策等の決定の過程において案を広く町民等に公表し意見、提案及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された町民等の意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会とします。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいいます。
 - ア 本町に住所を有する者
 - イ 本町に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 本町に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 本町に存する学校に在学する者
 - オ 本町に対して利害関係を有すると認められるもの

(対象事案)

第3条 パブリックコメントの対象となる町の政策等（以下「対象事案」という。）は、次に掲げるものとします。

- (1) 町の基本的な施策に関する計画、指針等の策定又は改定
- (2) 町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策又は計画
- (3) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

(対象事案の例外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関は、基本的にパブリックコメント手続を実施する必要はありません。

- (1) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているとき。
- (2) 実施機関が緊急を要すると認めるとき。
- (3) 実施機関が軽微な変更と認めるとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する直接請求により議会へ提出するとき。
- (5) 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに準ずる機関をいう。）において、この告示の規定に基づく手続きに準じた手続を実施して策定した答申書等に沿って実施機関が対象事案について意思決定を行うとき。
- (6) 実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。

（案の公表）

第5条 実施機関は、対象事案について意思決定を行う前の適切な時期に、その案を公表するものとします。

2 前項の場合において、実施機関は、町民等の理解に資するため、あわせて次に掲げるものを記載した資料を可能な限り公表するものとします。

- (1) 対象事案について意思決定を行う趣旨、目的及び背景
- (2) 対象事案の案の概要
- (3) その他対象事案に関する情報

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第1号に掲げる方法において、公表すべきものが相当量に及ぶ場合は、その概要を公表するとともに、その閲覧又は配布の方法を明らかにするものとします。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- (3) 町が発行する広報紙等への掲載
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

（予告）

第6条 実施機関は、前条の規定により案を公表する前に、次に掲げる事項を町の広報紙及び町のホームページに掲載することにより、パブリックコメント手続の実施を予告するものとします。

- (1) 事案の名称
- (2) 事案に対する意見等の提出期間及び提出方法
- (3) 事案の公表方法
- (4) 問合せ先

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、1月間を目安として当該実施機関が定める期間、第5条の規定により公表した対象事案について、町民等の意見等を募集するものとします。

2 前項の規定による意見等の提出は、次に掲げる方法により受けるものとします。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 前項の規定による意見等の提出は、みやこ町パブリックコメント意見書提出用紙(様式第1号)により行うものとし、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名)を記載するものとします。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りではありません。

4 実施機関は、第5条第1項の規定による公表の際に、意見等の提出方法、提出期間及び提出先を明らかにするものとします。

(提出された意見等の処理等)

第8条 実施機関は、前条の規定により意見等が提出されたときは、速やかに提出された意見等に対する考え方を取りまとめ、みやこ町パブリックコメント募集結果報告書(様式第2号)により公表するものとします。

2 実施機関は、提出された意見等を考慮して対象事案について意思決定を行うものとし、対象事案について意思決定を行ったときは、速やかに決定した対象事案の内容を公表するものとします。

3 前2項の規定による公表においては、みやこ町情報公開条例（平成18年みやこ町条例第10号）第7条第1項に掲げる情報に該当するものを除きます。

4 第1項及び第2項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用します。

（実施状況の公表）

第9条 町長は、パブリックコメント手続の実施状況に関し次に掲げる事項を示した一覧表を作成し、公表するものとします。

- （1） 事案の名称
- （2） 事案の公表日
- （3） 事案に対する意見等の提出期間及び提出方法
- （4） 問合せ先

2 前項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用します。

（その他）

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めることとします。

様式第 1 号（第 7 条関係）

みやこ町パブリックコメント意見書提出用紙

提 出 日	年 月 日
氏 名	（法人その他の団体である場合は、その名称及び代表者の氏名）
住 所	（法人その他の団体である場合は、その所在地）
電話番号	
意見提出者の区分 （該当する□内にレ印 を記入してください。）	☐ 本町に住所を有する者 ☐ 本町に事務所又は事業所を有するもの ☐ 本町に存する事務所又は事業所に勤務する者 ☐ 本町に存する学校に在学する者 ☐ 本町に対して利害関係を有すると認められる者

※ 氏名、住所及び電話番号を公表することは一切ありませんので、必ず全て記入してください。記入がない場合は、受付できません。

対象事案の名称	
意見等	
意見等の理由	

様式第2号（第8条関係）

みやこ町パブリックコメント募集結果報告書

1 対象事案名

2 意見等募集期間

3 意見の概要及び実施機関の考え方

意見の概要	実施機関の考え方

問合せ先